

別添資料4－2 建設工事に関する留意事項

a.周辺への配慮について

工事期間中は周辺施設への騒音・振動、プライバシー保護、排煙、採光、換気等に十分な配慮を行う。また、周辺に対してイメージアップに努める。

b.施工時間について

「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第191号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行おうとする場合は、海上保安庁と事前に協議する。

c.周辺への影響について

周辺の既存建物や護岸、埋蔵文化財に影響を与えないようにする。

d.工事用電力、光熱水費等について

工事用電力、光熱水費等については、事業者の負担とする。

e.ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (a) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (b) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (c) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (d) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようすること。
- (e) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (f) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (g) 「ダンプ規制法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (h) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

f. 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

g. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (a) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (b) (a)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により海上保安庁に報告すること。
- (c) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、海上保安庁と協議を行うこと。
- (d) (a)による警察への通報等及び(b)による海上保安庁への報告を怠った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

h. 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等。）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

i. 建設業退職金共済制度について

- (a) 事業者は建設企業に対し、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付させること。
- (b) 事業者は、建設企業が下請契約を締結する際、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付させること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (c) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他の関係資料の提出を求めることがあること。
- (d) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- (e) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法等により、建設企業においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

j. 「建設工事事故データベース」への登録について

工事の施工において事故等（人身、毀損、公害、火災）が発生した場合、速やかに監督職員の指示により、（一社）全国土木施工管理技士会連合会（S A S センター）への事故報告の登録を行うこと。

k. 工事実績情報の登録について

- (a) 事業者は、工事実績情報を（一財）日本建設情報総合センターの提供する「工事実績情報システム」（C O R I N S）に登録すること。
- (b) 登録は、工事着手前、工事完了後及び登録内容の変更時に行うこと。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、費用のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、変更契約日と工事完了日の間が 10 日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略できる。
- (c) 登録内容については、あらかじめ海上保安庁の確認を受けること。
- (d) 確認を受けた後に登録手続を行い、登録機関発行の「登録内容確認書」が事業者に届いた際には、その写しを直ちに海上保安庁に提示すること。

1. 工事中の安全確保について

- (a) 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難い場合は海上保安庁と協議する。
- (b) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないよう十分注意する。
- (c) 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。
- (d) 工事の施工にあたっては、次の「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

【重点的安全対策】

- ① 架空線等の損傷事故防止
- ② 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- ③ 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- ④ 地下埋設物の損傷事故防止
- ⑤ 事故防止

m. 作業員等について

- (a) 本工事現場に立ち入る者について、入退場を管理すること。
- (b) 作業員について本工事に従事していることがわかるように方策を講じること。
- (c) 工事現場管理について
- (d) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災

害防止対策に関するガイドライン」により、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。

- (e) 自然災害（地震（震度4以上）台風、大雨、津波、落雷等）が発生した際には点検し、海上保安庁に報告すること。

n. 足場について

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

o. 材料の品質等について

- (a) 工事に使用する材料は、要求水準書に定める性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (b) 材質、仕上げの程度、色合い、柄等については、材料の見本を提出又は提示し、事前に海上保安庁と協議する。
- (c) 搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。

p. 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは差し支えない。

q. ホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について

(a) 使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、原則として以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下の内容を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料とする。
- ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料とする。
- ③ 接着剤は可塑性（フタル酸ジーn-アブチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとす

る。

- ⑤ 材料等に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において規制対象外とは次の（ア）又は（イ）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは（ウ）又は（エ）に該当する材料を指す。
- (ア)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
- (イ)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- (ウ)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
- (エ)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- (b) 施工中の安全管理
接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
- (c) 室内空気中の化学物質の濃度測定
本工事の引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、確認する。
- ① 測定対象物質
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン
- ② 測定方法
- (ア)測定は海上保安庁が発注する別途工事又は家具の設置等が行われる前に行う。次の i) 及び ii) を確認して、①の測定対象化学物質全てを同時に測定する。
- i) 内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
- ii) 空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。
- iii) 測定結果が指針値を越えた場合、5. の措置を講じる時間を見込むこと。
- (イ)パッシブ型採取機器により行う。
- (ウ)測定を行う前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。
- (エ)(ウ)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を 5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。
- (オ)測定時は(エ)の状態のままで行い、測定時間は原則として 24 時間とする。ただし、工程の都合により 24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時から 3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～18 時 30 分までの時間帯で行う。

(カ)(ウ)から(オ)において、換気設備又は空気調和設備は稼動させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたままとする。

(キ)測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

(ク)測定対象室の測定対象物質濃度が指針値以下であることを確認する。なお、測定値が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定する。

(ケ)測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録する。

(d) 測定対象室

測定対象室は原則として全ての居室、及び常時換気をしない書庫、倉庫等とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予測される複数の室については、そのうち1室とすればよい。

r. 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について

鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守する。

s. 建設機械及び工事車両について

本工事に使用する建設機械は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年改正 法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の判断基準等を満たすものとする。(低騒音・低振動型のものとし、ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上260kw 以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）ブルドーザ、発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む）空気圧縮機（可搬式）油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの）ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。)

t. 特定調達物品等の選択について

- (a) 建設工事等に用いる資機材等の選択にあたっては、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目をできる限り選択するよう努めるものとし、これによりがたいときは海上保安庁と協議する。ただし、業務要求水準書において示されたものは除く。
- (b) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項【資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること】に留意する。

u. 木材の選定等について

- (a) 木材の選定においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第1条

(目的) 及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

- (b) (平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号) 第 1 の 1 (公共建築物における木材の利用の促進の意義) の趣旨を踏まえる。
- (c) 製材等、フローリング、再生木質ボードを使用する場合は、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月林野庁)に準拠した証明書を海上保安庁に提示する。
- (d) 工事現場施工のコンクリートに使用する型枠工事のせき板の材料として合板を使用する場合は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針における「合板型枠」の備考 3 の板面の表示により合法性を確認すること。

v. 建設発生土（又は建設汚泥処理土）の利用について

盛土等を行う場合は、建設発生土（又は建設汚泥処理土）を利用すること。但し、購入土として建設汚泥処理土を利用する場合はグリーン購入法適用品の品質を満足するものとする。

w. 発生材の処理及び建設副産物について

- (a) 「建設副産物情報交換システム」の活用について

建設工事の建設副産物である建設発生土及び建設廃棄物を事業者が適正に処理するために「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。なお、本工事は「建設副産物情報交換システム」（以下「システム」という）を活用する。事業者は総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。システムにより作成した〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕により海上保安庁に報告すること。

- (b) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について

① 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 法第 104 号）」（以下「建設リサイクル法」という。）、同法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

② 本工事の施工にあたっては、『公共建設工事における「リサイクル原則化ルール』』を適用し適切な処理に努めること。

- (c) 建設汚泥の発生が見込まれる場合は、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン（平成 18 年 6 月 12 日）」により建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

- (d) セメント及びセメント系固化材を使用した改良土及び再生コンクリート砂について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について海上保安庁に報告する。

② セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポル

トランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

- ③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討し、その使用について海上保安庁と協議する。
 - ④ 再生コンクリート砂を使用するにあたり、浸透枠や未舗装部分の埋設配管まわり、取り壊し工事の埋め戻し土等、透水性を有し、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれのある場所に用いる場合には、六価クロム溶出試験を行う。試験の適用及び試験方法等については海上保安庁と協議を行い、その結果について報告する。
 - ⑤ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。
- (e) 解体工事着手前に海上保安庁と引き渡す品目及び引き渡し時期について協議すること。
なお、引き渡す時は関係者が立会い、品目、数量等を調書と照合し確認を行う。

x. BIM について

- (a) 事業者が BIM を導入する場合（事業者の自らの判断で BIM を導入する場合又は技術提案等に基づく技術的な検討を行うにあたって BIM を導入する場合）下記の①及び②によるものとする。
 - ① 「完成図の作成にあたって BIM を導入する場合」又は「BIM モデルを作成して干渉チェック等の技術的な検討を行う場合」は「官庁営繕事業におけるBIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日国営施第 20 号）」を適用する。
 - ② BIM に関する実施方法（BIM ソフトウェア、解析ソフトの名称・バージョン等を含む）、実施内容、実施体制等について、施工計画書に記載する。

y. 事業の一時中止に係る計画の作成

- (a) 事業の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を海上保安庁に提出すること。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。
- (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。